

2 申告及び納付

【改正の概要】

確定申告書の提出期限の延長の特例（以下「本制度」という。）について、これまで確定申告書を提出する法人が、会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、その事業年度以後の各事業年度の確定申告書とその提出期限までに提出することができない常況にあると認められる場合には、税務署長は、法人の申請に基づき、各事業年度の確定申告書の提出期限を1月間（特別の事情による場合には、税務署長が指定する月数の期間）延長することができることとされていたが、平成29年度税制改正により、次の見直しが行われ、一定の要件を満たす場合には、最大4月間の延長を認めることとされた。

(1) 本制度の適用を受けることができる場合の見直し

本制度が適用できる場合とは、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下「定款等」という。）の定め又はその法人に特別の事情があることにより、その事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から2月以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合とされた（法75の2①）。

この場合、税務署長は、法人の申請に基づき、各事業年度の確定申告書の提出期限を1月間（次の(2)イ又はロに該当する場合には、それぞれに定める税務署長が指定する月数の期間）延長することができることとされた。

(2) 延長期間の指定を受けることができる場合とその延長期間の見直し

延長期間の指定を受けることができる場合は次のイ又はロの場合とされ、その延長期間はそれぞれ次のとおりとされた（法75の2①一、二）。

イ 会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めによりその事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から3月以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合…その定めの内容を勘案して4月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間

ロ 上記(1)の特別の事情があることによりその事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から3月以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合…税務署長が指定する月数の期間

(3) 申請書の書類添付義務の創設

定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から2月以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることをその申請の理由とする場合には、申請書にその定款等の写しを添付しなければならないこととされた（法75の2④）。

連結納税制度においても同様の規定が定められている（法81の24）。

ただし、連結納税制度にあつては、上記(1)について各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には2月間延長することができることとされ、上記(2)について各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には延長期間についての税務署長の指定を受けることができることとされている。